

● 千葉県精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

○千葉県精神保健福祉センター管理規則（昭和四十五年千葉県規則第八十八号）に関する資料

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県精神保健福祉センター設置管理条例（昭和四十五年千葉県条例第四十八号）第五条の規定により、千葉県精神保健福祉センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(相談診療日及び相談診療時間)</p> <p>第二条 センターの相談及び診療の日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。</p> <p>一 日曜日及び土曜日</p> <p>二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>四 特別の事情によりセンターの長（以下「センター長」という。）が必要と認めた日</p> <p>2 センターの相談及び診療の時間は、午前九時から午後零時までとする。</p> <p>(相談診療手続)</p> <p>第三条 相談又は診療を受けようとするときは、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三十三条第三項に規定する電子資格確認その他の被保険者又は被扶養者であることの確認を受けること等の手続を経てセンター長に申し込まなければならない。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(申込者及び申請者)</p> <p>第四条 第三条の規定による申込みは、本人、配偶者、父母又はこれらに準ずる者が行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県精神保健福祉センター設置管理条例（昭和四十五年千葉県条例第四十八号）第五条の規定により、千葉県精神保健福祉センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(相談診療日及び相談診療時間)</p> <p>第二条 センターの相談及び診療の日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。</p> <p>一 日曜日及び土曜日</p> <p>二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>四 特別の事情によりセンターの長（以下「センター長」という。）が必要と認めた日</p> <p>2 センターの相談及び診療の時間は、午前九時から午後零時までとする。</p> <p>(相談診療手続)</p> <p>第三条 相談又は診療を受けようとするときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してセンター長に申し込まなければならない。</p> <p>一 健康保険、国民健康保険その他の社会保険の被保険者又はその被扶養者所定の保険証</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十三年法律第二十七号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）その他の法令の適用を受ける者 当該法令の定める医療券その他の所定の証明書</p> <p>(申込者及び申請者)</p> <p>第四条 第三条の規定による申込みは、本人、配偶者、父母又はこれらに準ずる者が行うものとする。</p>